

土木工事共通仕様書（長野県農政部） 新旧対照表

改正後（ R6.10.1適用 ）	改正前（ R5.10.1適用 ）
<p>第1編 共通編</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節 総則</p> <p>1-1-1 適用</p> <p>2 共通仕様書の適用</p> <p>受注者は、共通仕様書の適用に当たり、「長野県建設工事事務処理規程（以下「事務処理規程」という。）」、「長野県建設工事監督要綱（以下「監督要綱」という。）」及び「長野県建設工事等検査要綱（以下「検査要綱」という。）」、「建設工事指導監査要領（以下「監査要領」）、及び「建設工事抜き打ち検査要領（以下、「抜き打ち検査要領」）」に従った監督・検査体制のもとで、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「建設業法」という。）第18条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。</p> <p>また、受注者はこれら監督、検査（しゅん工検査、抜き打ち検査、指導監査及び、既済部分検査）に当たっては、地方自治法施行令第167条の15に基づくものであることを認識しなければならない。</p> <p>1-1-2 ～ 1-1-23 [略]</p> <p>1-1-24 建設副産物</p> <p>4 再生資源利用計画</p> <p>受注者は、<u>コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等</u>を土砂、碎石又は加熱アスファルト混合物を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督員等に提出しなければならない。</p> <p>また、受注者は、法令等に基づき、<u>工事現場において再生資源利用計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。</u></p> <p><u>5 受領書の交付</u></p> <p><u>受注者は、土砂を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。</u></p> <p><u>6 再生資源利用促進計画</u></p> <p>受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督員等に提出しなければならない。</p> <p>また、受注者は、法令等に基づき、<u>工事現場において再生資源利用促進計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。</u></p> <p><u>7 再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等</u></p> <p><u>受注者は、再生資源利用促進計画の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。</u></p> <p><u>8 建設発生土の運搬を行う者に対する通知</u></p>	<p>第1編 共通編</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1節 総則</p> <p>1-1-1 [略]</p> <p>2 共通仕様書の適用</p> <p>受注者は、共通仕様書の適用に当たり、「長野県建設工事事務処理規程（以下「事務処理規程」という。）」、「長野県建設工事監督要綱（以下「監督要綱」という。）」及び「長野県建設工事等検査要綱（以下「検査要綱」という。）」、「建設工事指導監査要領（以下「監査要領」）、及び「建設工事抜き打ち検査要領（以下、「抜き打ち検査要領」）」に従った監督・検査体制のもとで、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「建設業法」という。）第18条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。</p> <p>また、受注者はこれら監督、検査（しゅん工検査、抜き打ち検査、指導監査及び、既済部分検査）に当たっては、地方自治法施行令（平成15年1月31日改正政令第28号）第167条の15に基づくものであることを認識しなければならない。</p> <p>1-1-2 ～ 1-1-23 [略]</p> <p>1-1-24 建設副産物</p> <p>4 再生資源利用計画</p> <p>受注者は、<u>土砂、碎石又は加熱アスファルト混合物</u>を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督員等に提出しなければならない。</p> <p>また、受注者は、法令等に基づき、<u>再生資源利用計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。</u></p> <p>追加</p> <p><u>5 再生資源利用促進計画</u></p> <p>受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督員等に提出しなければならない。</p> <p>また、受注者は、法令等に基づき、<u>再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。</u></p> <p>追加</p> <p>追加</p>

土木工事共通仕様書（長野県農政部） 新旧対照表

改正後（R6.10.1適用）	改正前（R5.10.1適用）												
<p><u>受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、「6.再生資源利用促進計画」に記載した事項（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と「7.再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等」で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。</u></p> <p>9 実施書の提出 受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を監督員等に提出しなければならない。<u>なお、「10.建設副産物情報交換システム(COBRIS)」に登録した場合は、提出に代わるものとし提出は不要とする。</u></p> <p>10 建設副産物情報交換システム(COBRIS) 受注者は、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設工合廃棄物、建設発生土を搬入または搬出する場合には、施工計画作成時、工事完了時に必要な情報を建設副産物情報交換システム(COBRIS)に入力するものとする。これにより難しい場合には、監督職員と協議しなければならない。</p> <p>1-1-25 ～ 1-1-28 [略] 1-1-29 工事しゅん工書類の納品 受注者は、工事しゅん工書類として以下の書類を提出しなければならない。また、具体的な書類内容及び簡素化できるものは別途定めるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="311 1066 1430 1432"> <tr><td>契約関係(コリンズ登録、建退共等証明、施工体制台帳等含む)</td></tr> <tr><td>施工計画(建設副産物関係等含む)</td></tr> <tr><td>施工管理(<u>工事打合せ簿</u>、工事写真含む)</td></tr> <tr><td>出来形管理((予想出来形、100%出来形)展開図、工事写真等含む)</td></tr> <tr><td>品質管理</td></tr> <tr><td>その他 ※自ら実施した創意工夫や地域社会への貢献として評価出来る項目についての実施状況を提出することができる(1-1-51 参照)</td></tr> </table> <p>1-1-30 ～ 1-1-33 [略] 1-1-34 施工管理 11 工事情報共有化 受注者は、監督員等及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図らなければならない。 また、情報を交換・共有するにあたっては、<u>工事情報共有システム(ASP)を活用することとし、最新版の「土木工事・業務の情報共有システム活用ガイドライン」</u>に基づくこととする。 なお、<u>工事で使用する情報共有システムは、最新版の「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件」を満たすものとし</u>、システムのサービス提供者との契約は受注者が行うものとする。</p>	契約関係(コリンズ登録、建退共等証明、施工体制台帳等含む)	施工計画(建設副産物関係等含む)	施工管理(<u>工事打合せ簿</u> 、工事写真含む)	出来形管理((予想出来形、100%出来形)展開図、工事写真等含む)	品質管理	その他 ※自ら実施した創意工夫や地域社会への貢献として評価出来る項目についての実施状況を提出することができる(1-1-51 参照)	<p>6 実施書の提出 受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を監督員等に提出しなければならない。</p> <p>7 建設副産物情報交換システム(COBRIS) 受注者は、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設工合廃棄物、建設発生土を搬入または搬出する場合には、施工計画作成時、工事完了時に必要な情報を建設副産物情報交換システム(COBRIS)に入力するものとする。<u>なお、出力した調査票は「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」の提出に代わるものとし</u>、これにより難しい場合には、監督職員と協議しなければならない。</p> <p>1-1-25 ～ 1-1-28 [略] 1-1-29 工事しゅん工書類の納品 受注者は、工事しゅん工書類として以下の書類を提出しなければならない。また、具体的な書類内容及び簡素化できるものは別途定めるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1638 1066 2757 1432"> <tr><td>契約関係(コリンズ登録、建退共等証明、施工体制台帳等含む)</td></tr> <tr><td>施工計画(建設副産物関係等含む)</td></tr> <tr><td>施工管理(<u>施工打合せ簿(施工協議書)</u>、工事写真含む)</td></tr> <tr><td>出来形管理((予想出来形、100%出来形)展開図、工事写真等含む)</td></tr> <tr><td>品質管理</td></tr> <tr><td>その他 ※自ら実施した創意工夫や地域社会への貢献として評価出来る項目についての実施状況を提出することができる(1-1-51 参照)</td></tr> </table> <p>1-1-30 ～ 1-1-33 [略] 1-1-34 施工管理 11 工事情報共有化 受注者は、監督員等及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図らなければならない。 また、情報を交換・共有するにあたっては、<u>「農政部における情報共有システム実施要領」</u>に基づくこととする。 なお、システムのサービス提供者との契約は受注者が行うものとする。</p>	契約関係(コリンズ登録、建退共等証明、施工体制台帳等含む)	施工計画(建設副産物関係等含む)	施工管理(<u>施工打合せ簿(施工協議書)</u> 、工事写真含む)	出来形管理((予想出来形、100%出来形)展開図、工事写真等含む)	品質管理	その他 ※自ら実施した創意工夫や地域社会への貢献として評価出来る項目についての実施状況を提出することができる(1-1-51 参照)
契約関係(コリンズ登録、建退共等証明、施工体制台帳等含む)													
施工計画(建設副産物関係等含む)													
施工管理(<u>工事打合せ簿</u> 、工事写真含む)													
出来形管理((予想出来形、100%出来形)展開図、工事写真等含む)													
品質管理													
その他 ※自ら実施した創意工夫や地域社会への貢献として評価出来る項目についての実施状況を提出することができる(1-1-51 参照)													
契約関係(コリンズ登録、建退共等証明、施工体制台帳等含む)													
施工計画(建設副産物関係等含む)													
施工管理(<u>施工打合せ簿(施工協議書)</u> 、工事写真含む)													
出来形管理((予想出来形、100%出来形)展開図、工事写真等含む)													
品質管理													
その他 ※自ら実施した創意工夫や地域社会への貢献として評価出来る項目についての実施状況を提出することができる(1-1-51 参照)													

土木工事共通仕様書（長野県農政部） 新旧対照表

改正後（ R6.10.1適用 ）	改正前（ R5.10.1適用 ）
<p>1-1-35 ～ 1-1-36 [略]</p> <p>1-1-37 週休2日の対応 受注者は、週休2日に取り組み、その実施内容を監督員等に報告しなければならない。 なお、週休2日は、土日、祝日を休日とする4週8休以上の現場閉所または、技術者及び技能労働者が交替しながら月単位で4週8休以上の休日を確保するものであり、その実施に努めなければならない。</p> <p>1-1-38 ～ 1-1-39 [略]</p> <p>1-1-40 工事中の安全確保</p> <p>1 安全指針等の遵守 受注者は、最新の土木工事等施工技術安全指針(国土交通大臣官房技術審議官通達)、建設機械施工安全技術指針(国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達平成17年3月31日)、JIS A 8972(斜面・法面工事用仮設設備)を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。</p> <p>1-1-41 ～ 1-1-45 [略]</p> <p>1-1-46 交通安全管理</p> <p>4 交通安全法令の遵守 受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督員等、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(令和5年3月改正内閣府・国土交通省令第1号)、道路工事現場における標示施設等の設置基準(建設省道路局長通知、昭和37年8月30日)、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について(局長通知平成18年3月31日国道利37号・国道国防第205号)、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について(国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知平成18年3月31日国道利38号・国道国防第206号)及び道路工事保安施設設置基準(案)(建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月)に基づき、安全対策を講じなければならない。</p> <p>11 通行許可等 受注者は、建設機械、資材等の運搬に当たり、車両制限令(令和3年7月20日改正政令第198号)第3条における一般的制限値を超える車両を通行させる場合、道路法第47条の2に基づく通行許可、または道路法第47条の10に基づく通行可能経路の回答を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令(令和5年3月改正政令第54号)第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法(令和5年3月改正法律第19号)第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。</p> <p>1-1-47 [略]</p> <p>1-1-48 諸法令の遵守</p> <p>(10) 健康保険法(令和5年5月改正法律第31号)</p> <p>(13) 出入国管理及び難民認定法(令和4年12月改正法律第97号)</p> <p>(15) 道路交通法(令和5年5月改正法律第19号)</p> <p>(16) 道路運送法(令和5年4月改正法律第18号)</p> <p>(37) 電気事業法(令和5年6月改正法律第44号)</p>	<p>1-1-35 ～ 1-1-36 [略]</p> <p>1-1-37 週休2日の対応 受注者は、週休2日に取り組み、その実施内容を監督員等に報告しなければならない。 なお、週休2日は、月単位で4週8休以上の現場閉所または、技術者及び技能労働者が交代しながら4週8休以上の休日を確保し実施に努めなければならない。</p> <p>1-1-38 ～ 1-1-39 [略]</p> <p>1-1-40 工事中の安全確保</p> <p>1 安全指針等の遵守 受注者は、土木工事等施工技術安全指針(国土交通大臣官房技術審議官通達、令和4年2月)、建設機械施工安全技術指針(国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達平成17年3月31日)、JIS A 8972(斜面・法面工事用仮設設備)を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。</p> <p>1-1-41 ～ 1-1-45 [略]</p> <p>1-1-46 交通安全管理</p> <p>4 交通安全法令の遵守 受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督員等、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(令和3年9月改正内閣府・国土交通省令第4号)、道路工事現場における標示施設等の設置基準(建設省道路局長通知、昭和37年8月30日)、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について(局長通知平成18年3月31日国道利37号・国道国防第205号)、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について(国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知平成18年3月31日国道利38号・国道国防第206号)及び道路工事保安施設設置基準(案)(建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月)に基づき、安全対策を講じなければならない。</p> <p>11 通行許可等 受注者は、建設機械、資材等の運搬に当たり、車両制限令(令和3年7月20日改正政令第198号)第3条における一般的制限値を超える車両を通行させる場合、道路法第47条の2に基づく通行許可、または道路法第47条の10に基づく通行可能経路の回答を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令(令和4年1月改正政令第16号)第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法(令和4年4月改正法律第16号)第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。</p> <p>1-1-47 [略]</p> <p>1-1-48 諸法令の遵守</p> <p>(10) 健康保険法(令和3年6月改正法律第66号)</p> <p>(13) 出入国管理及び難民認定法(令和3年6月改正法律第69号)</p> <p>(15) 道路交通法(令和4年4月改正法律第32号)</p> <p>(16) 道路運送法(令和2年6月改正法律第36号)</p> <p>(37) 電気事業法(令和2年6月改正法律第49号)</p>

土木工事共通仕様書（長野県農政部） 新旧対照表

改正後（R6.10.1適用）					改正前（R5.10.1適用）				
<u>厳しい気象条件</u>	5℃	5日	9日	12日	<u>①連続してあるいは しばしば水で飽和さ れる部分</u>	5℃	9日	5日	12日
	10℃	4日	7日	9日		10℃	7日	4日	9日
<u>まれに凍結融解する 程度の気象条件</u>	5℃	3日	4日	5日	<u>②普通の露出状態 あり①に属さない部 分</u>	5℃	4日	3日	5日
	10℃	2日	3日	4日		10℃	3日	2日	4日
第11節 ～ 第21節 [略] 第2編 工事別編 [略]					第11節 ～ 第21節 [略] 第2編 工事別編 [略]				